

国の留保からの配分等について

令和 7 年 2 月
水 産 庁

1 現行制度の概要

特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）及び鯨類を除く。）の漁獲可能量及びその配分の変更のうち、以下に該当する場合は、各管理年度の事前に水産政策審議会の意見を聴いた上で同意を得ておき、事後報告で対応できることとされている。

(1) まあじ、まいわし各資源、まさば及びごまさば各資源、するめいか並びにさんま

国の留保からの配分について、予め定めた計算方法に則り、都道府県別漁獲可能量又は大臣管理漁獲可能量を変更する場合

(2) まあじ、まいわし対馬暖流系群、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群、ずわいがに日本海系群 A 海域並びにさんま

国の留保からの配分について、関係者間で配分量について合意形成があり、当該合意に基づき都道府県別漁獲可能量又は大臣管理漁獲可能量を変更する場合

(3) 融通に伴う数量の変更

都道府県間又は大臣管理区分と都道府県との間で、当事者間の合意により行う数量の融通に伴い、都道府県別漁獲可能量又は大臣管理漁獲可能量を変更する場合

(4) まさば及びごまさば太平洋系群、まいわし太平洋系群及びさんま

大中型まき網漁業に係る漁獲割当管理区分の配分量未利用分の国の留保への繰り入れ及び当該留保からの同漁業に係る総量管理区分への追加配分に伴い、大臣管理漁獲可能量を変更する場合

北太平洋さんま漁業に係る総量管理区分の配分量未利用分の漁獲割当管理区分への追加配分に伴い、大臣管理漁獲可能量を変更する場合

(5) まさば及びごまさば対馬暖流系群

漁獲可能量の調整が行われた管理年度において、当該管理年度の終了に伴い確定した漁獲可能量の未利用分について、当該管理年度における追加数量を上限に国の留保として翌管理年度に繰り越す場合

(6) すけとうだら太平洋系群

資源評価対象海域外からのものと推定される資源の大量来遊が発生したと見なす要件に合致した場合に、1万トンの漁獲可能量の追加等を行う場合（いわゆる「大量来遊ルール」）

(7) すけとうだら日本海北部系群

漁獲可能量の未利用分を、当該漁獲可能量の5%を上限に、翌管理年度に繰り越すことに伴い、漁獲可能量及びその配分を変更する場合

2 数量変更の内容

前回報告を行った第134回資源管理分科会（令和6年12月11日開催）以降、上記1に該当する漁獲可能量の配分の変更を行ったので報告する。

1（1）に該当

まいわし太平洋系群（令和6年管理年度）

年月日	変更事由	管理区分等	変更前数量	変更後数量	増減
令和6年12月17日	留保からの追加配分	岩手県	22,700トン	29,700トン	7,000トン
		国の留保	128,700トン	121,700トン	-7,000トン

まいわし太平洋系群（令和7年管理年度）

年月日	変更事由	管理区分等	変更前数量	変更後数量	増減
令和7年2月10日	留保からの追加配分	岩手県	12,000トン	22,000トン	10,000トン
		国の留保	105,500トン	95,500トン	-10,000トン

1（2）に該当

まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群（令和6年管理年度）

年月日	変更事由	管理区分等	変更前数量	変更後数量	増減
令和6年12月13日	留保からの追加配分	石川県	7,900トン	9,000トン	1,100トン
		島根県	15,800トン	17,900トン	2,100トン
		山口県	2,400トン	2,800トン	400トン
		長崎県	35,500トン	40,200トン	4,700トン
		鹿児島県	15,000トン	17,000トン	2,000トン
		大中型まき網漁業	91,800トン	103,800トン	12,000トン
		国の留保	44,000トン	21,700トン	-22,300トン

まいわし対馬暖流系群（令和7年管理年度）

年月日	変更事由	管理区分等	変更前数量	変更後数量	増減
令和7年1月23日	留保からの追加配分	長崎県	24,100トン	50,000トン	25,900トン
		鹿児島県	3,600トン	10,000トン	6,400トン
		大中型まき網漁業	30,400トン	50,400トン	20,000トン

		国の留保	65,200 トン	12,900 トン	-52,300 トン
--	--	------	-----------	-----------	------------

(以 上)